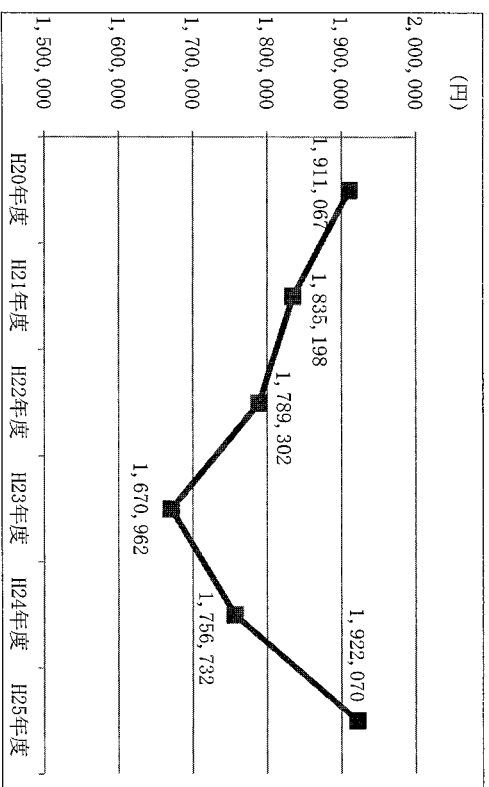


表 A5-1-5 債務償還費の経年比較

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
債務償還費 (百万円)	21,599	30,380	50,362	19,684	28,193	49,934
生徒数(人)	116,094	116,880	119,038	120,111	121,544	121,210
1人当たり債務償還費 (円)	186,051	259,929	423,079	163,883	231,960	411,965
前年度比 (円)	-	73,878	163,150	△259,196	68,077	180,005
高等学校(全日制)の公立学校生徒1人当たりに必要な経費の前年度比(円)						
前年度比 (円)	-	54,987	156,275	△255,587	62,572	155,056

(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

グラフ A5-1-10 <高等学校(定時制)>  
公立学校生徒1人当たりに必要な経費の経年比較(平成20年度～平成25年度)



(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

グラフ A5-1-10<高等学校(定時制)>において、公立学校生徒1人当たりに必要な経費の経年比較を見ると、年度ごとに大きく変動しており、1番経費の高い平成25年度と1番経費の低い平成23年度を比較した場合、251,108円の差が生じている。

そこで、その原因を把握するため、各年度の学校教育費の支出項目を見てみると、表 A5-1-6のとおり、平成21年度、平成22年度を除き、債務償還費の支出額の多寡に比例して、1人当たりに必要な経費の金額が変動していることが分かる。平成21年度、平成22年度の変動要因は表 A5-1-7のとおり、学校数の変動による消費的支出(主に人件費)の減少が大きく影響している。平成20年度から平成22年度までに学校数は、26校減少している。よって、学校数の減少による教職員の人件費の減少が平成21年度及び平成22年度の高等学校(定時制)の公立学校生徒1人当たりに必要な経費の変動要因となつていふと考えられる。

表 A5-1-6 債務償還費の経年比較

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
債務償還費 (百万円)	1,722	2,554	4,522	1,939	2,632	4,605
生徒数(人)	13,579	13,961	14,504	14,765	14,558	14,077
1人当たり債務償還費 (円)	126,875	183,000	311,792	131,346	180,800	327,142
前年度比 (円)	-	56,125	128,792	△180,446	49,454	146,342
高等学校(定時制)の公立学校生徒1人当たり に要した経費の前年度比(円)						
前年度比 (円)	-	△75,869	△45,896	△118,340	85,770	165,338

(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

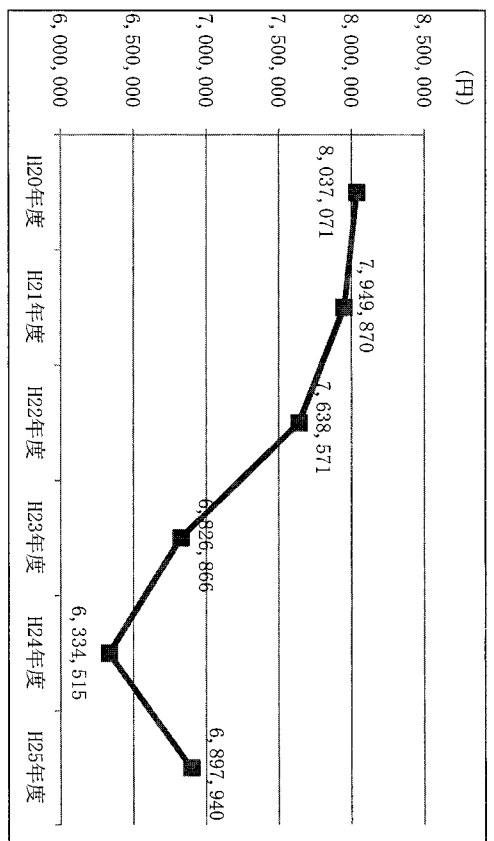
表 A5-1-7 学校数・生徒数・消費支出の経年比較(平成20年度～平成22年度)

	H20年度	H21年度	H22年度
学校数(校)	81	71	55
生徒数(人)	13,579	13,961	14,504
消費的支出 (百万円)	21,367	19,357	18,148
1人当たり消費的支出(円)	1,573,534	1,386,570	1,251,290
前年度比(円)	-	△186,964	△135,280
1人当たり人件費(円)	1,380,439	1,213,632	1,082,217
前年度比(円)	-	△166,807	△131,415
高等学校(定時制)の公立学校生徒1人 当たり に要した経費の前年度比(円)			
前年度比(円)	-	△75,869	△45,896

(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

グラフ A5-1-11 <特別支援学校>

公立学校児童・生徒1人当たり  
に要した経費の経年比較(平成20年度～平成25年度)



(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

グラフ A5-1-11 <特別支援学校>において、公立学校児童・生徒1人当たり  
に要した経費の経年比較を見ると大きく変動しており、平成20年度と平成24年  
度では、1,702,556円と大きな差が生じている。この差の主な原因は、生徒数の  
増加による影響が大きい。生徒数は、平成20年度と平成24年度で比較すると  
1,751人増加しているが、校数は1校増加しているにとどまる。そのため、公立  
学校児童・生徒1人当たり  
に要した経費は、生徒数の増加に伴い、金額が少額  
になると考えられる。ただし、平成25年度は、生徒数が増加しているにもかか  
わらず、公立学校児童・生徒1人当たり  
に要した経費は、増加している。これ  
は、平成25年度に資本的支出(主に土地費)が多額に発生するという一時的な  
要因によるものと考えられる。

表 A5-1-8 学校数と生徒数の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
学校数(校)	59	59	60	61	60	61
生徒数(人)	9,580	10,110	10,456	10,893	11,331	11,660
生徒数の 前年度比(人)	-	530	346	437	438	329

(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

③ 教育費の保護者負担について

公立学校のうち義務教育である小・中学校は、入学金・施設費・授業料(学校徴収金等は除く)が無償である。一方、公立高等学校は、平成25年度までは平成22年4月から「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行されたことにより授業料が原則不徴収であったが、平成25年11月27日国会において「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことによって全国一律の制度として平成26年4月以降の入学者からは公立高等学校の授業料不徴収制度が廃止され、授業料を原則徴収することになった。なお、私立高等学校と同様に、公立高等学校の授業料は実質的に無償になる。この制度の適用対象になれば、公立高等学校の授業料は無償になる。

表 A5-1-9 都立の高等学校(全日制)・特別支援学校の保護者負担の教育費(学校徴収金除く)

(単位:円)

	授業料 (年額)	入学金 (初年度のみ)	査料 (初年度のみ)
高等学校(全日制)	118,800	5,650	2,200
特別支援学校(高等部)	1,200	0	50

(授業料等徴収条例)より監査人が作成

(注) 授業料は、平成25年度までと平成26年度以降とで、その取扱いが制度上異なる。

一方で、私立学校の保護者負担の教育費は、表 A5-1-10 のとおりである。

表 A5-1-10 平成25年度私立学校の場合の保護者負担の教育費(学校徴収金除く)

(単位:円)

学種	授業料 (年額)	施設費等 (年額)	入学金 (初年度のみ)	査料 (初年度のみ)
特別支援学校(※)	385,000	100,233	250,000	20,000
高等学校(全日制)	428,001	206,565	249,263	22,107
中学校	452,149	218,947	254,484	22,605
小学校	492,169	248,710	250,370	23,537

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 私立の高等学校においても公私格差是正のため、就学支援金制度を利用することができ、考慮していない。

※ 特別支援学校の検定料及び入学金については、生活文化局作成資料には記載がなかったため、学校法人Aの検定料及び入学金を記載している。なお、施設費等は、生活文化局私学部が回答した施設費等と入学金を含めた保護者負担額の平均額から学校法人Aの入学金を差し引いた金額を記載している。

以上のことから、平成25年度の場合、学校種別で見ると、私立の小・中学校の保護者は公立の小・中学校の保護者と比べて、(平均)授業料(年額)で約45~49万円多く負担していることが分かる。また、私立の高等学校(全日制)の保護者は都立の高等学校(全日制)の保護者と比べて、(平均)授業料(年額)で約30万円多く負担していることが分かる。

④ 児童・生徒1人当たりの教育コストについて

児童・生徒1人当たりの教育コストは、公立学校の場合、「② 公立学校児童・生徒1人当たりの経費について」で算定した金額と「③ 教育費の保護者負担について」で算定した教育費を合計した金額となる。

公立学校の児童・生徒は、高等学校までの保護者の教育費の経済負担が軽減されていることが分かる。

表 A5-1-11 平成25年度公立学校児童・生徒1人当たりの教育コスト（学校種別）

	（単位：円）			
	小学校	中学校	高等学校 （全日制）	特別支援学校
公費（※1）	938,359	1,212,504	1,461,718	6,897,940
保護者負担（※2）	-	-	7,850	1,250
児童・生徒 1人当たりの経費（※3）	938,359	1,212,504	1,469,568	6,899,190

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

※1 公費は、グラフA5-1-7、グラフA5-1-8、グラフA5-1-9及びグラフA5-1-11公立学校児童・生徒1人当たりの経費の平成25年度以降の数値を記載している。

※2 平成25年度の高等学校（全日制）は、授業料が原則不徴収のため、保護者負担は、入学金と考査料の合計額を記載している。

※3 児童・生徒1人当たりの経費については、公費と保護者負担額を合計した金額である。

一方、私立学校の場合は、私立学校へ補助金として支出している公費部分及び前述した私立学校の保護者負担の教育費を合計した金額となる。これを学校種別に合計すると、表A5-1-12のとおりとなる。

表 A5-1-12 平成25年度私立学校児童・生徒1人当たりの教育コスト（学校種別）

	（単位：円）			
	小学校	中学校	高等学校 （全日制）	特別支援学校
公費（※1）	242,716	343,024	375,062	1,384,000
保護者負担分 （※2）	1,014,786	948,185	905,936	755,233
児童・生徒 1人当たりの経費（※3）	1,257,502	1,291,209	1,280,998	2,139,233

（※1及び※2に記載の資料より監査人が作成）

※1 公費は、生活文化局作成の資料より監査人が作成

※2 保護者負担分は、表A5-1-10平成25年度私立学校の場合の保護者負担の教育費（学校徴収金除く）の合計した金額を記載している。

※3 児童・生徒1人当たりの経費については、公費と保護者負担額を合計した金額である。

児童・生徒1人当たりの教育コストを私立学校と公立学校で比較した場合、小学校や中学校は、私立学校の方が教育コストは高く、高等学校（全日制）や特別支援学校は、公立学校の方が高い結果となった。  
原因を分析するため、教育費コストのうち、消費的支出の使途別に児童・生徒1人当たり費用を算出し、公立学校と私立学校で比較を表A5-1-13で実施した。

表 A5-1-13 平成25年度公立・私立学校の児童・生徒1人当たり使途別教育費の比較

① 1人当たり教育費コストの財源別内訳

	小学校		中学校		高等学校（全日制）		合計
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
公費	938,359	242,716	1,212,504	343,024	1,461,718	375,062	
保護者負担分	0	1,014,786	0	948,185	7,850	905,936	
合計	938,359	1,257,502	1,212,504	1,291,209	1,469,568	1,280,998	

（単位：円）

（教育庁作成資料より監査人が作成）

② 1人当たり教育費の使途別内訳割合

	小学校		中学校		高等学校（全日制）		合計
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
①の教育費のうち、消費的支出割合	83.8	86.0	79.6	87.3	63.8	89.4	
①の教育費のうち、資本的支出の割合	12.3	-	14.8	-	8.0	-	
①の教育費の債務償還費の割合	3.9	-	5.7	-	28.2	-	

（単位：％）

（教育庁作成資料より監査人が作成）

③ 1人当たり教育費の使途別内訳の金額

(単位：円)

	小学校		中学校		高等学校 (全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
消費的支出	786,121	1,081,611	964,854	1,127,141	932,194	1,144,661
人件費	605,909	680,030	742,052	710,546	819,240	756,679
教育活動費 (※1)	41,507	325,476	59,958	324,800	46,109	306,065
管理費 (※2)	70,920	54,295	78,281	74,910	60,804	61,422
その他 (※3)	67,785	21,810	84,562	16,885	6,041	20,495
資本的支出	115,310	-	179,055	-	117,560	-
債務償還費	36,927	-	68,595	-	411,965	-

(教育庁作成資料より監査人が作成)

※1 私立の教育活動費は、消費収支内訳表の教育研究経費を記載している。

※2 私立の管理費は、消費収支内訳表の管理経費を記載している。

※3 公立のその他は、教育費の消費的支出から補助活動費と所定支払金を集計した金額であり、私立は、消費収支内訳表のうち、人件費、教育研究経費と管理経費を除いた金額を記載している。

表 A5-1-13 によると、小学校と中学校の教育費の使途別内訳割合では、公立も私立も消費的支出に使用する割合が高い。消費的支出に使用した項目のうち、教育活動費が、公立に比べて私立の方が多い。それは、公立に比べて私立の方が教育への投資が多額ということを示しており、私立の1人当たり教育費が公立より高い原因になっている。

次に高等学校(全日制)の教育費の使途別内訳割合では、公立の場合、教育費の消費的支出への使用割合が63.8%と低い。教育費のうち、28.2%が債務償還費への使用割合となっている。そのため、債務償還費へ使用した金額が公立と私立を比較した場合に、公立の1人当たり教育費を押し上げており、1人当たり教育費の金額が高くなっている。

最後に、特別支援学校は、私立の財務情報を開示した資料が公表されていないため、教育庁に質問したところ、「都内公立特別支援学校の学校教育費の内訳(人件費、教育活動費など)は「地方教育費調査報告書」で公表をしているが、調査対象外である都内私立特別支援学校の学校教育費については、同様の内訳が公表されていないため、都教委としては公立と私立の比較分析ができず、理由を答えることはできかねる。なお、平成25会計年度の都内公立特別支援学校生徒1人当たりの学校教育費は、6,987千円であり、全国の公立特別支援学校生徒1人当たりの学校教育費7,044千円と比べても、かい離はなく、公立特別支援学校としては標準的な値であると認識している」との回答であり、公立と公立で特別支援学校の1人当たり教育費が大きく異なる理由については不明である。

2. 東京都の児童・生徒の学力・体力について

教育庁は、都が目指すこれからの教育について、「知」・「徳」・「体」などの視点に応じた取組の方向を示しており、それに関する主要施策を実施している。例えば、「知」の視点からは、学びの基礎を徹底する取組の1つの施策として、平成26年度には、児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長のための施策として「学力向上パートナーシップ事業」などに予算68百万円、理数教育の推進の施策として予算66百万円が充てられているなどしている。児童・生徒の学力は、本人・家庭・学校・地域など様々な環境が影響していると考えられる。このため、都の施策1つのみをもって学力向上の効果（アウトプット）を検討することはできないものと考えられるが、学力向上を目標とする施策の複合的な効果（アウトプット）を検討するに当たって、その効果（アウトプット）測定の前提の1つとなる学力の状況を把握することが必要であると考えられる。

まず、都の小学校の都道府県別学力順位の推移は、表A5-2-1のとおりである。

表A5-2-1 都の小学校の都道府県別の学力順位

	小学校（順位）			
	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
平成22年度	11位	9位	6位	4位
平成24年度	8位	9位	10位	4位
平成25年度	11位	7位	14位	8位
平成26年度	7位	13位	13位	5位

（国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 調査結果資料（都道府県別）」より監査人が作成）

（注）平成23年4月19日に実施を予定していた「平成23年度全国学力・学習状況調査」は、東日本大震災の影響等により、調査の実施は見送りとなったため、記載していない。

表A5-2-1のとおり、小学校の学力は、平成26年度の場合、すべての科目において全国の中でも上位に位置している。年度推移を見た場合、上昇傾向にはないものの、上位の位置を維持していることが分かる。

一方、都の中学校の都道府県別学力順位の推移は表A5-2-2のとおりである。

表A5-2-2 都の中学校の都道府県別の学力順位

	中学校（順位）			
	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
平成22年度	13位	15位	19位	19位
平成24年度	13位	19位	11位	9位
平成25年度	11位	7位	12位	13位
平成26年度	8位	6位	12位	10位

（国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 調査結果資料（都道府県別）」より監査人が作成）

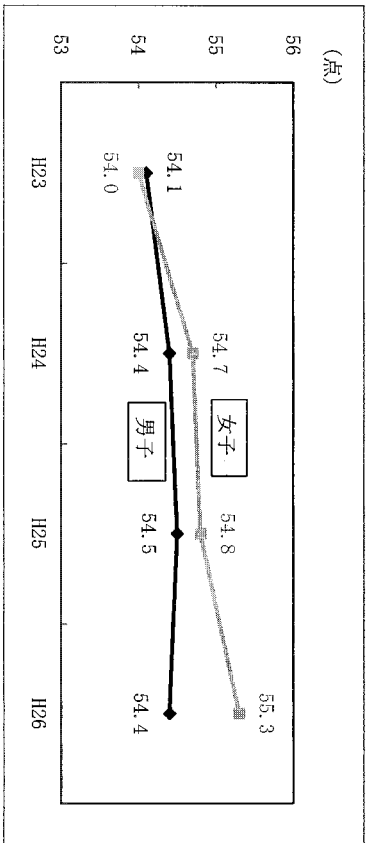
（注）平成23年4月19日に実施を予定していた「平成23年度全国学力・学習状況調査」は、東日本大震災の影響等により、調査の実施は見送りとなったため、記載していない。

表A5-2-2のとおり、中学校の学力についても、平成26年度はすべての科目において全国の中で上位に位置している。また、年度推移を見た場合、平成22年度と比較するとすべての科目において上昇傾向にあることが分かる。

次に、都は「体」の観点から、体力向上を図る取組の1つの施策として、平成26年度の「体力向上施策の推進」事業に予算1億45百万円を充てている。学力と同様、児童・生徒の体力は、本人・家庭・学校・地域など様々な環境が影響していると考えられる。このため、都の施策1つのみをもって体力向上の効果（アウトプット）を検討することはできないものと考えられるが、体力向上を目標とする施策の複合的な効果（アウトプット）を検討するに当たって、その効果（アウトプット）測定の前提の1つとなる体力の状況を把握することが必要であると考えられる。

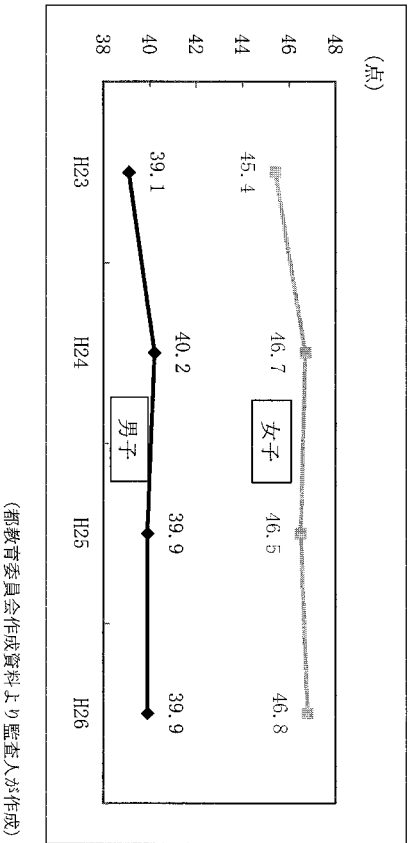
都の小学校5年生（小5）、中学校2年生（中2）及び高等学校2年生（高2）については東京都統一体力テストが実施されており、その結果はグラフA5-2-1、グラフA5-2-2及びグラフA5-2-3のとおり推移している。

グラフ A5-2-1 小5の体力合計点の推移 (都統一体力テストの結果)



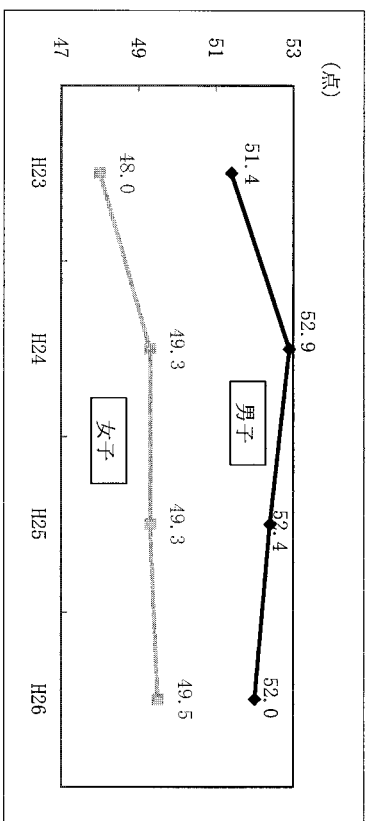
グラフ A5-2-1 のとおり、小5の女子は平成23年度から上昇傾向にあるが、一方、男子は現状維持にとどまっているものと考えられる。それでは、中2の場合はどうかであろうか。この推移を示すと、グラフ A5-2-2 のとおりである。

グラフ A5-2-2 中2の体力合計点の推移 (都統一体力テストの結果)



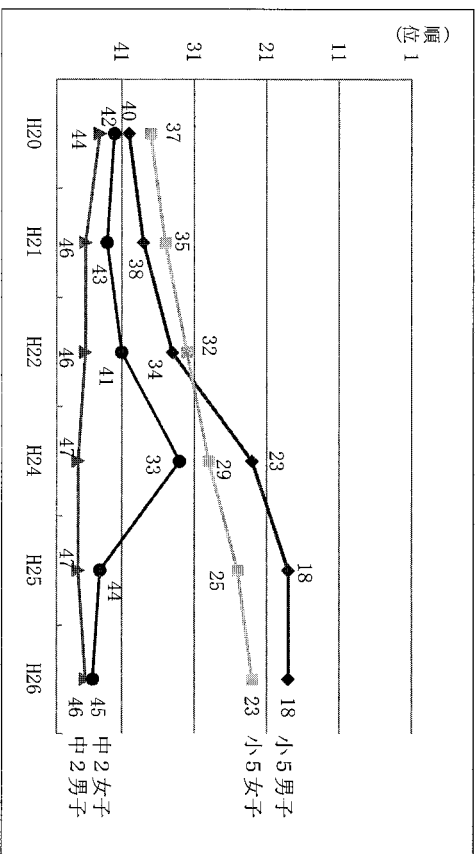
グラフ A5-2-2 のとおり、中2の場合、男女ともに、平成23年度と比べて平成26年度は、体力が向上していることが分かるが、ここ3年間は現状維持にとどまっているものと考えられる。

グラフ A5-2-3 高2の体力合計点の推移 (都統一体力テストの結果)



グラフ A5-2-3 のとおり、高2の場合、男子は平成24年度をピークに微減傾向にあるのに対して、女子は微増ではあるが上昇傾向にあることが分かる。このように様々な年齢層ごとに体力合計点の推移は異なるが、他の道府県と比較した場合、都の順位はグラフ A5-2-4 のとおりである。

グラフ A5-2-4 都道府県別順位の推移 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果)



なお、高2の全国の都道府県別順位の推移（全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果）は、調査の対象ではなく実施していないため、小5と中2のみで比較を行ったものがグラフA5-2-4である。

グラフA5-2-4のとおり、小5の男子・女子については、平成20年度に全国で下位の順位であったが、その後は上昇傾向にあり、平成26年度に中位程度にまで上昇していることが分かる。一方、中2の男子・女子については、平成20年から平成26年度まで、全国で下位の順位にとどまっている。

以上から分かるように、都は区市町村を含む都の児童・生徒の学力や体力の測定結果を公表している。学力向上という点では、都は全国で上位の順位であることから、学校教育費という教育投資に対して学力面で一定の成果を出しているものと考えられる。ただし、体力向上という点では、中学校2年生について平成20年度から他の道府県と比べて下位の順位で推移していることから、学校教育費という教育投資に対して体力面で十分な成果を出しているとは言い難い。

それでは、なぜ、中学校2年生の体力テストが全国順位で下位のまま停滞しているのでしょうか。教育庁の説明によれば、1週間の総運動時間が全国で一番短いことが原因の1つであるとのことである。そこで、都は今後の取組として、平成32年（2020年）までに、昭和50年代の水準まで体力を向上させること及び東京オリシビック・パハリシビック開催都市にふさわしい運動・スポーツに親しむ児童・生徒を育成することを目標とし、都として、学年別・男女別・種目別に体力テストの到達目標を具体的に設定した「東京都アクティブラン to 2020」を作成するとともに、区市町村教育委員会、学校においても各実施に即した具体的な目標や取組内容を設定したアクティブラン to 2020を作成し、児童・生徒用の「体力向上ハンドブック」の作成・配布、教師用の「体力向上指導マニュアル」の作成・配布、コーチ・トレーナー・ボランティア実践研究校の成果を普及し、全校で実践することにより、評価が上位の層を10%増加させ、下位の層を10%減少させていく取組を強化することとしている。

### 3. 東京都の役割について

地方分権が進む昨今においては、広域の教育行政を担う都教育委員会と地域の教育行政を担う区市町村教育委員会との役割分担及び連携強化は、今後の教育行政において重要な課題であると考えられる。

この点、平成17年1月13日に中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会の「地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）」によると、次の3つの考え方の下、国に対して義務教育に関する地方教育行政の在り方を検討すべきであると提言している。

すなわち、(ア) 全国的な教育水準の確保と市町村や学校の自由度拡大、(イ) 説明責任の徹底及び(ウ) 保護者や地域住民の参画の拡大が必要である旨が提言されている。

#### (ア) 全国的な教育水準の確保と市町村や学校の自由度拡大について

ここでは、基本的な義務教育の枠組みや基準の設定を国が行うとしても、その具体的な実現は可能な限り地方の自主性に委ねられることが望ましく、地域の実情に応じた教育が実現されることが必要であるとされている。そのため、教育の直接の実施主体である市町村や学校の裁量を拡大することにより、市町村や学校が特色を出し、向上に努めるようにすることが必要であり、また、市町村や学校が裁量を生かして創意工夫しつつ、目標を明確に設定し、その実現に向けて努力するよう、市町村の行政体制や学校の組織運営体制を強化していくことが必要であるとされている。

このような考え方の下では、都道府県教育委員会は、市町村の行政体制や学校の組織運営体制の強化を実現できるよう最大限の支援を実施していく体制の構築が必要となるものと考えられる。

#### (イ) 説明責任の徹底について

ここでは、市町村や学校の自由度を拡大するとともに、評価・公開を徹底することが要請されている。

このような考え方の下では、都道府県教育委員会は、市町村や学校が実施する地域住民や保護者に対して説明する責任を十分に果たせるよう支援する体制の強化が必要となるものと考えられる。